

Q 1

府営住宅の大東市への移管について、お伺いする。

平成30年4月の府営住宅の大東市への移管については、大阪市を除くと最初の移管として、深野住宅を移管したもの。そして、来年4月には第2次移管として、寺川住宅、南郷住宅、北新町住宅の3団地が移管される予定である。

この予定に沿って、大東市では、本年3月に指定管理者制度の導入を含む市営住宅条例の改正をするなど、第2次移管に向けた受け入れ準備が進められている。

これまで第1次移管の住宅について、大きな問題や住民から不満の声は聞いていないが、やはり、住民の中には移管によりどうなるのかと不安に思われている方もいる。住民へは、第1次移管の際の経験を踏まえて、丁寧な説明をしてほしいと考えている。

そこで、来年4月に迫っている第2次移管について、現在の状況と今後の予定について、とりわけ、住民への説明の状況について、経営管理課長に伺う。

A（答弁者：経営管理課長）

- 大東市への第2次移管については、令和3年3月に指定管理者による管理や移管する住宅の名称及び位置を追記した市営住宅条例が市議会において可決され、令和4年4月に大東寺川住宅、大東南郷住宅、大東北新町住宅の3団地が移管されることになっている。
- 自治会に対して、これまでから移管後の管理制度や今後のスケジュール等について説明してきたが、改めて本年9月に、移管する3団地の区長・自治会長に府と市で説明を行ったところ。自治会との協議を踏まえ、12月上旬に全入居者に対して、詳細な資料を配布する予定。また、引き続き、並行して、府市の担当で移管の事務作業を進め、年度末には、府と市で財産譲渡契約書の締結を行い、来年4月には、3団地1,310戸を市に移管することとなる。
- 今後とも、大東市と緊密に連携し、住民への丁寧な説明を心掛けながら、円滑に移管できるよう努めてまいる。

Q 2

現在、大阪府では第2次移管に向けて、中層エレベーター設置事業や集会所のバリアフリー化事業等に取り組まれており、移管までにこれらの事業が完了するとお聞きしているが、引き続き、しっかりと進めていただくようお願いする。

次に、第3次移管として令和8年4月に、大東朋来住宅、大東末広住宅の移管が予定されている。府は、高齢化の進行等を踏まえた中層エレベーター設置事業や集会所のバリアフリー化事業、並びに、施設の長寿命化を図るための計画修繕に取り組んでいるが、これらの事業を着実に推進することが入居者や地域住民、市議会など多くの関係者の移管への理解につながると考えている。

第3次移管の住宅において、これらの事業が移管までに終わるのか、施設保全課長に伺う。

A（答弁者：施設保全課長）

- 第3次移管の住宅のうち、中層エレベーター設置事業及び集会所バリアフリー化事業の対象団地は大東朋来住宅である。
- 集会所のバリアフリー化については現在、工事内容について自治会と調整中であり、今年度中に完了する予定である。
- 中層エレベーター設置事業については、規模の大きい住宅であることから、整備時期を分けて工事を行う計画としており、移管前の令和7年度末までの設置工事の完了に向け、第1期工事は今年度に着工の予定であり、第2期についても来年度以降に実施設計に着手し、設計の完了後、速やかに工事に着手してまいる。
- また、第3次移管の2団地の住棟で、外壁改修などの計画修繕の修繕周期を迎えるものについて、来年度以降の実施を計画しているところ。
- 今後とも、移管までに実施すべき事業を完了できるよう、入居者の皆様に丁寧に説明しながら、円滑な事業推進に努めてまいる。